

## プログラム等改変業務管理システム試験

### 1. 総則

プログラム等改変業務管理システム試験の実施にあたっては、「自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に関する細目等を定める告示」（令和 2 年国土交通省告示第 787 号）に定める別添 1「プログラム等改変業務管理システムの技術基準」の規定及び本規定によるものとする。

### 2. 試験条件

書面及び現地審査により試験を行うことができる。

### 3. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、附表の様式に記入する。

3.1. 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

3.2. 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

付表

プログラム等改変業務管理システム試験記録及び成績

試験期日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 試験場所 : \_\_\_\_\_ 試験担当者 : \_\_\_\_\_

○ 試験対象管理システム

社名 : \_\_\_\_\_ 管理システムの名称 : \_\_\_\_\_

○ 試験成績

※各項目について適合性を裏付ける資料を添付のこと。書式は任意で構わない。

要件	要件	適合性
3.	要件	
3.1.	プログラム等改変業務管理システムは、次の3.1.1.から3.1.12.までに掲げるプロセスを有するものでなければならない。	
3.1.1.	本技術基準に関連する情報が申請者により文書化され、かつ確実に保管されるとともに、要求に応じ、国土交通大臣又は独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所(以下「試験機関」という。)に対して利用可能にするプロセス	適 / 否
3.1.2.	完全性検証データを含む全ての初期及び改変されたプログラム等のバージョンに関する情報並びに道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第76号。以下「保安基準」という。)に関連するシステムのハードウェアの構成要素を一意に特定できるプロセス	適 / 否
3.1.3.	RXSWINを使用する場合において、改変前及び改変後における車両のRXSWINに関する情報にアクセスし、これを更新できるプロセス。このプロセスは、各RXSWINに対する全ての関連プログラム等のバージョン及び完全性検証データに関する情報を更新する能力を含むものとする。	適 / 否
3.1.4.	RXSWINを使用する場合において、保安基準に関連するシステムの構成要素に存在するプログラム等のバージョンが、関連するRXSWINによって定義されるものと整合していることを申請者が検証できるプロセス	適 / 否
3.1.5.	改変されたプログラム等に係るシステムと他のシステムとの相互依存を特定できるプロセス	適 / 否
3.1.6.	申請者がプログラム等の改変のために当該改変の対象車両(以下「対象車両」という。)を特定できるプロセス	適 / 否
3.1.7.	プログラム等の改変のためのプログラム等の発行前において、対象車両の構成に関する当該改変の互換性を確認するプロセス。このプロセスは、当該互換性を確保するための対象車両における最新のプログラム等及びハードウェアに関する構成の評価を含むものとする。	適 / 否
3.1.8.	プログラム等の改変が、保安基準に関連するシステムに影響するかどうかを評価、特定及び記録するプロセス。このプロセスは、当該改変が、当該システムを定義するために用いられるパラメータに影響を及ぼし、若しくは当該パラメータを変更するかどうか、又は当該システムの保安基準に関連するパラメータを変更する可能性があるかどうかを検討するものとする。	適 / 否
3.1.9.	プログラム等の改変が、新規登録の時点において存在していなかった若しくは有効でなかった機能を追加、変更若しくは有効化するかどうか、又は3.1.8.のパラメータ以外の保安基準に関連するパラメータ若しくは機能を変更若しくは無効化するかどうかを評価、特定及び記録するプロセス。当該評価は、次の3.1.9.1.から3.1.9.3.までに掲げる事項の検討を含むものとする。	
3.1.9.1.	道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第75条第1項、法第75条の2第1項若しくは法第75条の3第1項の規定に基づく自動車、共通構造部若しくは装置の型式の指定に係る申請書及びその添付書面又は国土交通大臣が定める書面の記載事項を変更する必要があるかどうか。	適 / 否
3.1.9.2.	保安基準への適合性に関する審査の結果が、改変後における車両に対しても有効であるかどうか。	適 / 否
3.1.9.3.	車両上の機能に対する変更が当該車両の保安基準への適合性に影響を及ぼすかどうか。	適 / 否
3.1.10.	プログラム等の改変が車両の安全かつ継続的な運転に必要な他のシステムに影響を及ぼすかどうか、又は当該改変が車両の機能を新規登録の時点から追加若しくは変更するかどうかを評価、特定及び記録するプロセス	適 / 否
3.1.11.	自動車の使用者がプログラム等の改変について通知を受けることができるプロセス	適 / 否
3.1.12.	申請者が3.2 .3.及び3.2.4.の情報を国土交通大臣又は試験機関に対して利用可能にすることができるプロセス	適 / 否
3.2.	申請者は、対象車両に適用される各プログラム等の改変に関し、次の3.2.1.から3.2.5.までに掲げる情報を記録及び保管しなければならない。	適 / 否
3.2.1.	プログラム等の改変のために申請者により使用されるプロセス及び当該改変の適合性を実証するために使用される関連標準を説明する文書	適 / 否
3.2.2.	保安基準に関連するシステムに係るプログラム等の改変前後における車両の構成を説明する文書。当該文書は、保安基準に関連するシステムのハードウェア及びプログラム等に対する一意の識別子(プログラム等のバージョンを含む。)並びに関連する車両又はシステムのパラメータを含むものとする。	適 / 否
3.2.3.	各RXSWINに対し、プログラム等の改変前後における車両の当該RXSWINに関連する全てのプログラム等を説明する監査可能な記録が存在しなければならない。当該記録は、各RXSWINに関連する全てのプログラム等について、そのバージョン及び完全性検証データに関する情報を含まなければならない。	適 / 否
3.2.4.	対象車両及び対象車両における最新の構成に関する互換性の検証をリスト化した文書	適 / 否

3.2.5.	対象車両に対する全てのプログラム等の改変に関し、次の3.2.5.1.から3.2.5.9.までに掲げる事項を説明する文書	
3.2.5.1.	当該改変の目的	適 / 否
3.2.5.2.	当該改変が影響を及ぼす可能性がある車両のシステム又は機能	適 / 否
3.2.5.3.	3.2.5.2.のシステム又は機能のうち保安基準に関連するもの(該当する場合)	適 / 否
3.2.5.4.	当該改変が保安基準に関連するシステムの保安基準への適合性に影響を及ぼすかどうか(該当する場合)。	適 / 否
3.2.5.5.	当該改変が、システムの保安基準に関連するパラメータに影響を及ぼすかどうか。	適 / 否
3.2.5.6.	当該改変に対する許可が求められたかどうか。	適 / 否
3.2.5.7.	当該改変が実施可能な方法及び条件	適 / 否
3.2.5.8.	当該改変が安全かつ確実に実施されることの確認	適 / 否
3.2.5.9.	当該改変が検証及び確認の手順を順調に経ていることの確認	適 / 否
3.3.	申請者は、セキュリティに関し、次の3.3.1.から3.3.3.までに掲げる事項を実証しなければならない	
3.3.1.	プログラム等の改変プロセスが開始される前において、改ざんを合理的に防止するために、当該改変が保護されることを確保するために使用するプロセス	適 / 否
3.3.2.	プログラム等の改変の提供システムの開発を含め、使用される改変プロセスが、危険化を合理的に防止するために保護されていること。	適 / 否
3.3.3.	プログラム等の機能性及び車両において使用されるプログラム等のコードを検証及び確認するために使用されるプロセスが適切であること。	適 / 否
3.4.	プログラム等の無線改変に対する追加要件	
3.4.1.	申請者は、無線改変が運転中に実施される場合において、当該改変が安全性に影響を及ぼさないことを評価するために使用するプロセス及び手順を実証しなければならない。	適 / 否
3.4.2.	申請者は、無線改変のプロセスを完了させるために、プログラミング後におけるセンサの再校正等、当該改変が特定の技能又は複雑な行為を要する場合において、当該行為を実施する技能を有する者が存在する又は当該プロセスの管理下にあるときにのみ当該改変が行われることを確保するために使用するプロセス及び手順を実証しなければならない。	適 / 否

備考

---



---



---